

マネー・ローンダリング対策：基礎編

第9回：対抗するための手段



職業会計士はマネー・ローンダリング対策エコシステムの重要な一員です。犯罪者たちは常に最新の技術を駆使して、リスクを冒してでも利益を得ようとします。そしてその時に、会計士をはじめとするプロのゲートキーパーに違法に得た利益の洗浄を依頼するケースは少なくありません。幸いなことに、職業会計士にはこれに対抗するための手段があります。今回はそのうち2つに注目します。「より厳格な顧客デューデリジェンス」と、有効かつ即座のアクションにつながる「疑わしい取引の届出」です。これらを法令遵守のための実務と捉えるべきではありません。むしろ、マネー・ローンダリングを見つけ、プロとしての又は会計事務所の評判を守る重要な手段です。

より厳格な顧客デューデリジェンス (EDD)

職業会計士に求められる法律上又は専門職としての義務の重要な柱の一つは、依頼人の身元確認です。職業会計士はリスクベース・アプローチを用い、リスクが高い状況においては、より厳格な顧客デューデリジェンスを行って精査のレベルを引き上げる必要があります。より厳格な顧客デューデリジェンスとは、リスクが高い顧客を通常よりも徹底的に調査するプロセスです。例えば追加情報を入手し、洗い出した具体的リスクの性質を改めて検証します。職業会計士と会計事務所はこれらのリスクを見つけ、軽減するための内部統制やプロセスを導入する必要があります。

より厳格な顧客デューデリジェンスの実施は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見する意味でも極めて重要です。犯罪行為に利用されないよう職業会計士である自分自身を守り、所属事務所の評判を守ることにもなります。より厳格な顧客デューデリジェンスは一般に、次のようなリスクが高い状況で実施が必要です。

- リスクベースのシステムや内部統制によって高リスクであると判断した場合
- 依頼人又は依頼人の実質的支配者が重要な公的地位を有する者 (PEP) に該当する。
- 高リスクの第三国の人物と取引関係がある。
- 依頼人が偽造した又は盗んだ書類を提出した。
- 明らかな経済目的のない複雑又は異例の取引

より厳格な顧客デューデリジェンスチェックリスト

- 依頼人に関して追加情報を入手する (例：職業、資産総額、公的データベース、インターネット等から得られる情報等)。
- 依頼人のリスクプロファイルの情報を増やすための追加調査を行う (例：中立的立場のデータソースを使ったインターネット検索等)。
- 意図する取引関係の性質について追加情報や裏付け書類を入手する。
- 依頼人の資金源や財産源について情報を入手し、書類に基づきこれを明確に証拠付ける。
- 行おうとしている取引又は実行された取引の理由について情報を得る。
- 取引関係の開始又は継続について、上級管理職の承認を得る。
- 内部統制の回数や頻度を増やし、追加調査を必要とする取引パターンを特定して取引関係をより厳格に監視する。
- リスクの高い依頼人については、その依頼人と取引関係のある全ての部署で本人と取引の状況を監視し、例えば業務担当チームとの情報交換を強化する。

疑わしい取引の届出 (SARS)

職業会計士は依頼人の資金について犯罪収益絡み又はテロ資金供与との関連性が疑われる場合、又は疑う合理的根拠がある場合は、その地域を所管する資金情報機関に届け出る必要があります。FATF基準では届出を法的要件に盛り込むことを、各国・地域に求めています。同様に重要なポイントとして、疑わしい取引の届出は、職業会計士としてマネー・ローンダリングに対抗し、マネー・ローンダリングを防止・発見するという自らの役割を果たすための中心的な行為です。しかしながら、どのようにすればよいのでしょうか？

届け出るべき状況：その人物がマネー・ローンダリングや犯罪財産の取引に関与していたことを知った又はそれが疑われる場合は、速やかに疑わしい取引の届出を提出してください。届出は、多くの国・地域で義務化されています。そうでない場合も、届け出ることが模範的実務です。

内容：報告対象者について十分な情報を持っていないこともあるでしょう。ですが、疑惑に関して法執行機関に提出する身元情報や明確な説明が多いほど、当局もそれ以外に収集した情報と照らし合わせて提出された報告の価値を最大限に活かすことができます。疑う根拠は簡潔にまとめてください。何に気づいたのか、なぜいつもと違う、疑わしいと思ったのかを重点的に説明しましょう。

手順：その地域の職業会計士団体又は資金情報機関に確認してください。届出書式やテンプレート、届出先メールアドレスやポータル等、各国・地域で定められている手順や届出の方法を案内してくれるはずです。

資金情報機関

資金情報機関は疑わしい取引の通報を受理、分析し、然るべき法執行機関に提供する国の中央機関です。疑わしい取引の届出は、各地域の資金情報機関に提出することになります。したがって、該当機関について知っておくことが大切です。

資金情報機関の立ち位置や機能は、その国又は地域の法的枠組みによって異なります。独立した組織である場合もあれば、政府機関又は行政機関の一部門として設置されている場合もあります。その多くは資産の凍結その他法執行に準じた措置を講じる権利を認められ、リスクや傾向に関する情報提供に努めています。職業会計士にとって貴重な情報源です。

資金情報機関の国際機関として、エグmont・グループ (Egmont Group) が設立されています。まずはご自身の地域の資金情報機関を見つけるところからはじめ、その上で、より詳細を知っていきましょう。

疑わしい取引の届出チェックリスト

- 冒頭・本文・まとめのシンプルな構成にまとめましょう。
 - － 冒頭：自己紹介と疑わしい行為を1～2行で簡単に説明します。
 - － 本文：詳細を説明します（以下を参照）。
 - － まとめ：自分の今後の動きと連絡先を説明します。
- 本文は「3C」（Clear（明瞭）、Concise（簡潔）、Chronological（時系列））を意識してください。
 - － 誰が、犯罪行為又はそれが疑われる行為を行っているのか。会計士である自分と疑わしい人物との関係性、取引関係の長さ、疑わしい人物に関して知っている職業や経歴等の身辺情報も書き添えます。
 - － 疑わしい人物がどのような疑わしい行為をしようとしているのか、又はしたのか。なぜそれが怪しいのか。
 - － いつ、疑わしい行為が行われたのか。1回の行為の場合は、実行した日を明記してください。疑わしい行為が繰り返し又は一定期間にわたって行われている場合は、その期間を説明してください。
 - － どこで、疑わしい行為が行われたのか。疑わしい行為に関与した又は関連する場所、資産、事業体、口座（口座種別と口座番号）がわかっている場合はそれも明記してください。
- 事務所内で使っている用語、略語、専門用語は避けましょう。
- この時点では裏付け書類は必要ありません。
- 疑わしい取引の届出の記録は、各国・地域で定められた期間、保存してください。定められていない場合は、5年間は妥当と考えられます。
- 疑わしい人物本人に届出を提出したと伝えるのは厳禁です。意図せぬ情報漏洩を防いでください。行為として正しくないことはもちろん、情報漏洩は多くの国・地域で刑法上の罪に問われます。

その他の資料



一般的ガイダンスについては、金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) が作成した「[Guidance for a Risk-Based Approach for the Accountancy Profession](#)」を参照してください。適用規制要件等、各国・地域別の情報については、ご自身の所属する職業会計士団体にお問い合わせください。



529 Fifth Avenue, New York 10017
www.ifac.org | +1 (212) 286-9344 | @ifac | company/ifac



www.icaew.com
@icaew | company/icaew

2022年4月に国際会計士連盟（IFAC）によって、英語で公表された「Anti-Money Laundering, The Basics, Installment 9 - Tools to Fight Back」は、2023年10月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

「Anti-Money Laundering, The Basics, Installment 9 - Tools to Fight Back」の英語文©2022年4月国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「マネー・ローンダリング対策：基礎編 第9回：対抗するための手段」の日本語文©2023年10月国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Anti-Money Laundering, The Basics, Installment 9 - Tools to Fight Back

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用についてはIFAC の許可書が必要となる。
permissions@ifac.orgに連絡されたい。